



あいおいニッセイ同和損害保険が淺沼組<1852>株式の変更報告書を提出（保有減少）



浅沼組<1852>について、あいおいニッセイ同和損害保険が10月22日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「共同保有者の本店所在地変更」によるもの。

報告書によると、あいおいニッセイ同和損害保険の浅沼組株式保有比率は、5.99%と0.23%減少した。

報告義務発生日は、2013年10月15日。